

(2024年実績：1/1～12/31)

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

区分	分類	分類名称	件数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	572
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分 2	ア	靭帯断裂形成手術等	1
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	3
	エ	尿道形成手術等	306
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	343
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	52
区分 3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	149
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	18
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	58
	キ	同種腎移植術等	0
区分 4		胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	2,364
その他の手術	ア	人工関節置換術	0
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈形成術	0
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術	0